

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十三年四月六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン久世

所在地 真庭郡久世町大字惣一六四番地の一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名並びに届出者の氏名及び住所

(1) 名称 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(2) 名称 株式会社いない

住所 倉吉市河原町一七七〇

代表者の氏名 代表取締役 稲井 範行

(3) 氏名 定方 健二

住所 真庭郡久世町大字久世二六一五番地

3 変更事項

(変更前)

駐輪場の位置及び収容台数 百二十七台

(変更後)

駐輪場の位置及び収容台数 百四十七台

4 変更年月日

平成十三年八月三十一日

二 届出年月日

平成十三年三月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十三年四月六日から平成十三年八月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部商工企画課及び真庭地方振興局総務振興部総務振興課